

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の2第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に関する告示

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）第2条の規定の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第15条の2第2号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の2第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定めるもの。

2 概要

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の4に規定する退院後生活環境相談員（以下「退院後生活環境相談員」という。）については、省令第15条の2第1号及び第2号において、精神保健福祉士等の国家資格を持つ者のほか、精神障害者の退院後の生活環境に関する相談等に係る3年以上の実務経験を有する者を選任できることとしている。
- 今般、改正省令第2条の規定により、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導に係る、3年以上の実務経験を有する者については、新たに厚生労働大臣が定める研修を修了する必要がある旨改正を行ったところ。
- 当該規定が平成29年4月1日に施行されることを踏まえ、当該研修を以下のとおり定める（平成29年4月1日前に開始された下記に相当する研修を含む）。

（1） 研修科目及びその時間は次のとおりであること。

イ 精神保健医療福祉施策に関する講義 0.5時間

ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 1時間

ハ 退院後生活環境相談員に関する講義 1時間

ニ 医療機関における多職種連携並びに法第33条の5に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 1.5時間

ホ 退院後生活環境相談員の業務に関する演習 2時間

（2） （1）の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

（3） 上記のほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

3 適用期日

平成29年4月1日